

アクションプラン「社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画」 の策定にあたっての論点例

アクションプラン策定にあたっての基本的な考え方

- 不登校児童生徒への支援については、学校をはじめ、関係者において様々な努力がなされてきたが、不登校児童生徒数は依然として増加傾向にあり、生徒指導上の喫緊の課題となっている。
- 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があることや、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意することが大切である。
- そのため、学校の内外を問わず、個々の状況に応じた学びの場を提供すべく、「不登校の未然防止」「休みがち子どもへの対応」「不登校児童生徒への支援」を進める枠組みの構築を図るとともに、教育支援センター(適応指導教室)や民間施設等の学校外における教育の機会の充実、更には、中学校を卒業した不登校生徒に対する就学・就労や「ひきこもり防止」への支援を継続的に行っていく仕組みについて検討し、支援計画の策定を目指すこととする。

1 不登校児童生徒支援策の考え方

- 京都府における不登校児童生徒数は、減少傾向にあったが、平成24年度以降増加に転じ、以後5年連続で増加している。(※参考資料P1参照)
また、一旦不登校となると、小学校では42.6%、中学校では59.1%が90日以上欠席の不登校(※参考資料P2参照)となっており、長期化する傾向が見られることもあり、個々の状況に応じた適切な支援ができるよう、「不登校の未然防止」「休みがち子どもへの対応」「不登校児童生徒への対応」といった不登校の各段階における支援を検討・充実する必要があるのではないか。

- 不登校の要因で最も多いのは「家庭に係る状況」であり、次いで、「学業の不振」「友人関係をめぐる問題」となっている（※参考資料P3参照）が、その要因や背景が多様・複雑であることから、学校教育の観点のみで捉えて対応することが困難な場合がある。学校や教育関係者による児童生徒や家庭への支援等の充実だけではなく、学校への支援体制や福祉や医療などの関係機関との連携協力等のネットワークによる支援等の充実を図ることが必要ではないか。
- 検討にあたっては、府と市町の役割分担やそれぞれの地域性に留意すべきではないか。

2 現状の不登校支援策における成果・課題の分析

- 心理や福祉の専門家としてのスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）、また、別室登校する児童生徒への支援の充実のために教育や心理等の専門家を目指す大学生等を心の居場所サポーターとして学校に配置している。（※参考資料P6参照）
- スクールカウンセラーは全中学校・高等学校に配置しており、学校としての認知や活用は進んでいるが、小学校には37校の配置であり十分とは言えない。また、まなび・生活アドバイザーや心の居場所サポーターも未配置校が多く、学校として十分な活用が見られない例もあり、それぞれの専門性を生かした効果的な活用を推進すべきではないか。
- 学校をはじめ関係者による様々な取組により、相当数の不登校が解消しているが、新たな不登校の増加が全体の不登校数の増加につながっており、不登校の未然防止について効果的な取組を検討する必要があるのではないか。（※参考資料P2参照）
- 学校へは登校できるが教室には入りにくかったり、休みがちな子どもへの対応については、別室や保健室等での対応となることが多く、教員だけでは対応が十分できない状況となっている。心の居場所サポーターの配置は小学校で16校、中学校では22校であり、その効果的な活用や配置について検討する必要があるのではないか。また、不登校の未然防止も含め、子どもたちが出すサインを早期に受け止め対応できるような組織的な仕組みについて検討する必要があるのではないか。

- 不登校児童生徒への効果的な支援には、的確な実態把握による個々の状況に応じた支援計画が必要であり、そのためには、学級担任だけでなくスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等による専門的見地からの見立てが有効である。また、支援計画の実行にあたっては、教育支援センター、児童相談所等の外部の関係機関との連携が必要な場合もあり、様々な専門家や関係機関等との連携できる仕組みが必要ではないか。
- また、中学1年生で不登校生徒数が大きく増加(※参考資料P2参照)しており、小中学校間での連携の在り方を検討する必要があるのではないか。
- 教育支援センターに通所している児童生徒の内、約4割が学校に復帰している(※参考資料P8参照)。民間施設への通所(※参考資料P10参照)は少数であるが、府内だけでなく他府県にも広範囲に通所している。
- このような現状から、学校以外の場における教育の機会として、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(※参考資料P7参照)の趣旨も勘案し、京都府として市町が設置する教育支援センターや民間施設等が果たしてきた役割を踏まえ、子どもの状況に応じた適切な学びの場をいかに提供するかについて考える必要があるのではないか。

3 不登校支援策の充実等

<学校・家庭への支援>

- 不登校の要因で最も多いのは「家庭に係る状況」であるとともに、一旦不登校となった児童生徒は長期化する傾向が見られることから、家庭に対して、児童生徒への支援に関する情報提供や相談対応等、保護者に寄り添った支援の充実が必要ではないか。
- 不登校児童生徒の家庭に対しては、学校からの家庭訪問や教育支援センター等による訪問型支援が成果を上げている。より充実した支援のためには、市町教育委員会や学校等に医療や福祉機関との連携も含めたコーディネートが求められることから、関係者も交えた学校ケース会議などの家庭支援の枠組を充実する必要があるのではないか。

＜専門家等、人材の拡充＞

- 不登校への対応は適切な見立て（アセスメント）がなければ、効果的な取組とはならない。小学校の低学年から不登校児童数が増加している中、各校種への専門家の配置の充実や、その活用の在り方の改善について検討する必要があるのではないか。
- 中でも、まなび・生活アドバイザーについては、人材そのものが不足しており、育成を含めた人材の確保について何らかの方策の検討が必要ではないか。

＜学校以外の機関との連携＞

- 市町が設置する教育支援センターは一定数の児童生徒が学校復帰をしているが、一方でセンター職員の9割以上が非常勤職員（※参考資料P9参照）であり、その多くは元教員であるため、心理の専門家ではない。
- また、地域によっては一つの教育支援センターが非常に広範囲をカバーしており、距離の遠さが児童生徒の通所の妨げとなっている。京都府として、地域の課題を含め、その機能拡充に向けた支援についてどう考えるのか。
- 民間施設への通所については、保護者の費用負担の面でも課題があり、学校以外の教育の場としてその有用性はあるものの、通所できる児童生徒は限られている。現在通所している児童生徒については、学校や教育委員会との連携の在り方について、また、通所したくてもできない家庭への支援の在り方についてどう考えるのか。
- 地域との連携という観点から、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部等の枠組みを活用した不登校支援策についてどう考えるのか。

4 「ひきこもり」の現状と課題への対応

- 平成29年度「ひきこもり実態調査」によると、ひきこもりのきっかけとして「不登校」が最も多く全体の24%を占めており、特に20代では、その割合が34%と更に増加する。(※参考資料P15参照)

- 不登校からひきこもりとならないよう、脱ひきこもり支援センター「早期支援特別班」(※参考資料P17, 18参照)や「チーム絆」の効果的な活用を含め、学校卒業後も長期的に支援を継続する仕組みが必要ではないか。

- 高等学校での不登校生徒数は減少傾向にあったが、平成27年度から2年連続で増加している。(※参考資料P 1 参照)

- また、高等学校中途退学者は、ここ数年減少傾向にあるが、中途退学の要因については、学校生活や学業への不適応が約4割近くを占めている。(※参考資料P12参照)学年別にみると1年生での中途退学者が最も多く、単位制を除くと約6割を占めていることも踏まえ、不登校や中途退学を契機としてひきこもりとならないよう、不登校生徒への支援をはじめ、退学後も継続して生活や進路を支援をする仕組みが必要ではないか。